



による

無料法律相談

○相続、離婚、債権・債務などの専門的な知識の必要な法律問題について、弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。

○対象は、市内に在住・在勤・在学の方です。

○相談時間は30分です。

○相談日の1週間前（閉庁日の場合は、翌開庁日）から予約が可能です。

○相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に1回限りとします。

○年末年始の相談日の実施について

年内は12月25日(木)までです。そのため、12月は第4土曜日の実施はございません。

年始は令和8年1月6日(火)から再開し、その週の実施分(6日(火)から9日(金))の申込みは、いずれも令和7年12月23日(火)から電話または窓口で受け付けます。(申込先着順)

○予約先 市政情報相談課

TEL 06-4309-3104

実施場所	曜日	時間	定員
本庁	月曜・水曜・金曜	13時～16時	14人
本庁 (ナイター相談)	第2火曜	17時30分～20時	12人
本庁 (土曜日)	第4土曜	9時～11時30分	12人
布施駅前 リージョンセンター	第1火曜・第3火曜	13時～16時	7人
若江岩田駅前 リージョンセンター	第1木曜・第3木曜	13時～16時	7人
四条 リージョンセンター	第2木曜・第4木曜	13時～16時	7人
楠根 リージョンセンター	偶数月の第2火曜	13時～16時	7人
中鴻池 リージョンセンター	偶数月の第4火曜	13時～16時	7人
日下 リージョンセンター	奇数月の第2火曜	13時～16時	7人
近江堂 リージョンセンター	奇数月の第4火曜	13時～16時	7人

※土曜日（第4土曜を除く）・日曜日・祝日は実施しておりません

令和7年

12月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1 本庁	2 布施	3 本庁	4 若江岩田	5 本庁	6
7 本庁	8 楠根 本庁ナイター	9	10 本庁	11 四条	12 本庁	13
14 本庁	15 布施	16	17 本庁	18 若江岩田	19 本庁	20
21 本庁	22 中鴻池	23	24 本庁	25 四条	26 —	27
28	29	30	31			

令和8年

1月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1	2	3
4 —	5 布施	6	7 本庁	8 四条	9 本庁	10
11 本庁	12 日下 本庁ナイター	13	14 本庁	15 若江岩田	16 本庁	17
18 本庁	19 布施	20	21 本庁	22 四条	23 —	24 本庁
25 本庁	26 近江堂	27	28 本庁	29 —	30 本庁	31